

平成29年第8回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成29年12月14日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	実川圭子君
委員	上林真佐恵君	委員	関田貢君
委員	中村庄一郎君	委員	中間建二君
委員	木戸岡秀彦君		

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

議長 押本修君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（6名）

子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
子育て支援課長	鈴木礼子君	保育課長	宮鍋和志君
健康課長	志村明子君	子育て支援部 副参事	榎本豊君

会議に付した案件

(1) 委員会提出議案について

(2) 所管事務調査

日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について

(3) 特定事件調査

行政視察について

午前 9時29分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから平成29年第8回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、委員会提出議案について、本件を議題に供します。

本件につきましては、9月14日の当委員会において、29第4号陳情 骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情を審議いたしました際に、中村委員から当市議会としても政府に対し骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関して、早期実現するように意見書の提出を行う必要があるとの御意見がありましたことから、中村委員から意見書案を御提示いただくこととなっております。

中村委員より御提示いただきました骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書案を机上配付させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

この意見書案について御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（上林真佐恵君） この内容を会派でも確認させていただきまして、これでいいと思うんですけど、反対ということではないんですけど、あえて言うなら、この1番、2番のところにそれぞれ検討することというふうになっているんですけど、もう意見書なので「検討すること」というのは抜いちゃっても、「制度化すること」「創設すること」ということで求めてもいいんじゃないかという意見で一応出ましたので、言っておきます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ただいま、上林委員のほうから、こちらの意見書の1番、2番の文末のところですね。そちらに「検討すること」という形の表現になっていることを、意見書ですので「制度化すること」というふうに、もう少し断定的な内容でよろしいのではないかという御意見がありました。この御意見について、何か御意見ありましたらお願いします。

逆に、この「検討すること」というところを抜いて、「制度化すること」という形に反対の御意見がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 御意見ないようでしたら、上林委員の御提案を反映させるということで御異議ないでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） 私もそれに賛同いたします。と言ったほうがいいんでしょう。

○委員長（和地仁美君） そうしましたら、こちらの意見書案を作成いただきました中村委員ほか、また全員の委員の皆様から上林委員の提案について御賛同いただきましたので、そちらのほうの修正を行いたいと思います。

それでは、意見書案の修正内容について確認いたします。

意見書の記、1番の文末の部分ですが、休暇の制度化についても「検討すること」というところを「休暇を制度化すること」、2番のほうは、同じく文末で「補償制度の創設について検討すること」については、「補償制度を創設すること」というふうに修正したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） お諮りいたします。

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書につきましては、ただいま御協議いただきました内容を

もって、委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、本案を委員会終了後に議長へ提出し、定例会最終日に議決をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について、本件を議題に供します。

暫時休憩いたします。

午前 9時33分 休憩

午前 9時34分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本日は、子育てハンドブックに沿って、就学前までの東大和市の子育て支援の現状と課題について調査を行いたいと思います。

皆様にお手元に子育てハンドブックあると思いますが、こちらの目次の項目ごとに担当部署より説明をいただいた後、質疑等を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、子育てハンドブックの目次より、「赤ちゃんができれば」から未就学児の「各種手当・医療費助成制度」の部分までについて、順次説明を求めます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、こちらのほうから皆様のほうに、参考でちょっとチラシのほうをお配りさせていただきたいと存じますが、委員長のほうで御許可願います。

○委員長（和地仁美君） ただいま資料配付の提案がありました。それを許可します。

暫時休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

午前 9時35分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、まず、私のほうから、この子育てハンドブックにつきまして概要等を御説明をさせていただきます。

まず、この子育てハンドブックでございますが、平成10年度以前に子育て関連の手当や医療費助成制度などを一覧にしたA4のホチキスどめのを窓口でお渡ししておりました。なかなか中を見ていただけることが少ないというようなこともございまして、もっと手にとって見やすいカラーで楽しくごらんになっていただけるものというものが課題になっていたところでございます。

平成11年度に国の少子化対策臨時特例交付金というものを活用して、現在の形のカラー刷りの子育てハンドブックになりました。この今の現行のハンドブックの「赤ちゃんができれば」とか、「赤ちゃんが生まれたら」というような見出しにつきましては、当初から継続して使っております。それ以降の内容とか構成につきましては、前に出した版の感想とか反省とか、そういったことを踏まえながら、その時期時期に応じて編集を

行って発行してまいりました。

平成27年度まで、今回のこの新しい一番最新のものまでに改訂10版を発行してまいりましたが、気軽に手にとるものとしては、現在は文字と情報が多過ぎるのではないかとというような、ちょっと御意見をいただいているところでございます。そのような御意見等をさまざま踏まえまして、それから今の若い世代の方々は視覚のほうが入りやすいと、スマホの世代というようなこともあって、そういったところもございまして、新版を発行するに当たりましては、このたび、くらしの便利帳で使用した手法でございます官民協働発行により、予算の執行を削減しながら、若い世代の方々が気軽に手にとっていただいて、わかりやすい、楽しいハンドブックを目指して作業を進めているところでございます。

お配りしたチラシのほうでございますが、そちらをごらんいただければと思います。

官民協働につきましては、当市で既にくらしの便利帳の発行の実績があり、ほかの区や市におきましても子育てハンドブックなどの発行で多くの自治体と協働の実績がある株式会社サイネックスと協定を締結いたしました。現在市のほうで原稿の集約と広告依頼の準備をしているところでございます。近日中にお手元にお配りいたしましたチラシをもとに、業者のほうで広告掲載の営業を行う予定ということでございます。

新版のハンドブックにつきましては、平成30年3月に5,000部の発行を予定しているところでございます。またハンドブックの配布につきましては、保健センター窓口での母子手帳交付時の配布や市の子育て関連窓口での配布、保育園等を通じての配布、そのほか関係機関等での配布を予定しております。またこちらのチラシの下のほうにも書いてございますけれども、官民協働により電子書籍化となる予定でございます。

概要につきましては、以上でございます。

これ以降、順次目次に沿いまして、それぞれの部署で説明をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 母子保健事業の説明に当たりまして、資料のほうを配付いたしたいと思っておりますので、許可をお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） ただいま資料配付について申し出がありました。これを許可いたします。配付のため、暫時休憩いたします。

午前 9時40分 休憩

午前 9時40分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康課長（志村明子君） それでは、皆様、健康づくりカレンダーの裏面が母子保健事業になってございますので、裏面をお開きください。

子育てハンドブックに掲載のあるものもございまして、こちらのほうを使って説明のほうをさせていただきます。

まず、健康づくりカレンダーの左下、各種助成制度をごらんください。

特定不妊治療費助成制度になってございます。これは東大和市独自の制度でございまして、東京都の特定不妊治療助成の交付決定を受けた方に、市独自として上乘せということで1回3万円を上限として助成する制度でございます。

続きまして、一番上にいってください。「妊娠がわかったら」というところになります。こちらは母子健康

手帳の交付ということで、妊娠届を出された方に母子健康手帳をお配りし、そのときに表の真ん中にあります妊婦健康診査ということで、全14回の健診票のほうをお渡ししております。こちらのほうは東京都で決まっております、14回分の健診票と超音波検査が1回、子宮頸がんが1回という形の中身になってございます。

続いて、その下の妊婦歯科健康診査でございます。こちらのほうも母子健康手帳交付時に健診票をお渡しし、安定期以降、市内の歯科の指定医療機関のほうで受診する形となっております。

そのちょっと1つ上になりますけれども、両親学級になります。こちらは産前産後の生活等、妊娠中気をつけること、また4日間コースとなっておりますけれども、そのうちの1回は産後の同窓会も兼ねてアフタークラスという形で4日間のプログラムとなっております。

一番下の妊婦訪問につきましては、必要な方、また希望する方に応じて助産婦や保健師等が家庭訪問をする制度となっております。

続いて、星印の2番目、「赤ちゃんが生まれたら」になります。こちらのほうは、新生児訪問ということで、児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業も兼ねてございます。こちらは生後4カ月を迎える日までの乳児がいる全家庭ということで、御希望のある方、また出生通知書により出生を把握しておりますので、出生通知書をもとに御連絡をし、家庭訪問を助産師や保健師が行っております。

ただお二人目、3人目以降で希望されない方、また里帰り先での希望をされる方は、そういった形で里帰り先での訪問等を市町村同士で連絡をして行っているようなケースもございます。また保健センターでの面接を御希望される方は、家庭訪問にかえて保健センターでの面接を行うようなケースもございます。

続きまして、下の「集団健診」になります。こちらは母子保健法で決まっている健診で、3～4カ月健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診がございます。

一番下の5歳児健診につきましては、これは市独自で行っております、就学前の発達の確認という形で、スムーズに就学ができることを目的として行っているものでございます。

それから表には載っていないんですけども、3～4カ月健診のときにブックスタートといいまして、絵本のセットのほうをお配りしてございます。

続いて、それから米印にありますように、6～7カ月、9～10カ月の健康診査は個別健診ということで、指定のかかりつけのお医者さんのほうで受ける健診となっております、こちらのほうも3～4カ月健診のときに健診票をお渡しして、各御家庭、またお子さんの体調のいいときにお受けいただいている健診となります。

続きまして、星印、「子育て相談」になります。こちら、全て事前の申し込みは不要という形で、年間の日程表に合わせてお母様とお子様に来ていただくものとなっております。

一番上の計測につきましては、乳児から就学前の方に来ていただいて、保健センターで身長、体重をはかり、母子手帳に記載するというような内容でございます。

それから下のさくらんぼの会、イルカの会、カンガルーの会といったものは、対象者のほうを設定させていただいております、さくらんぼの会は双子以上の方を出産されたお子さんと保護者ということで、こちらのほうは妊娠中からもう双子かどうかわかってますので、妊娠中から体調のいいときには御参加のほうをいただいております。それからイルカの会というのは、初めてのお子さんを35歳以上で出産された方ということで、高齢初産婦の方を中心にお呼びして開いているものでございます。カンガルーの会というのは、2,500グラム以下、低出生体重児やまた未熟児で生まれたお子さんとその保護者の方ということで行っております。カンガルーの会につきましては、小児科医もしくは理学療法士がスタッフとしてその会に来ていただいて、そのお子

さんなりの運動発達や、また発育について専門家の助言が受けられるような中身となっております。

続きまして、星印の「栄養相談・講習会」になります。初めての離乳食講習会は、4カ月から6カ月の乳児とその保護者という形で、これは調理実習はしないで、講話と実際に初めての離乳食という形でのおかゆのようなものを試食していただくような形で、お子さんはお母さんが抱っこひもとかおんぶひもで一緒に参加していただくような中身となっております。

次の簡単につくれる離乳食講習会につきましては、離乳食の中・後期ということで、実際1日2回食が始まるぐらいの時期の方を対象に、これは保育つきで行っております。

次の幼児食講習会、こちらのほうも離乳が終わった後の幼児食になるという形で、ミルクや母乳が卒業して食事から栄養をとる時期という形で、1歳半から3歳までの方を対象に、こちらも保育つきで実施しております。

続きまして、星印の「歯科相談」になります。虫歯予防教室は1歳から1歳6カ月の幼児とその保護者ということで、歯科健診とあわせて歯磨き指導について行っております。幼児の歯科健康診査は、1歳半健診が終わった後に、主に歯科健診を中心に4歳未満の方を対象に行っております。卒業教室というのは、歯科健診を終了する4歳の方に、今後小学校入学だとか自分で歯磨きができるような形での講話というふうな形で行ってございます。

続きまして、この右半分をごらんください。

定期予防接種になります。こちらは「こどもの予防接種」ということで、全部で8種類ございます。時期に合わせて受けるのが変わってきますので、各時期に合わせて予防票をお送りする形で皆様にお受けいただいております。

あとここには載っていないんですけども、里帰りが長期で里帰り先で予防接種を受けたい方、あとは病院に長期入院中で市内等ではかかりつけでは受けられない方については、御相談いただいて、それぞれ里帰り先や病院で受けられるような形で書類等で連携をしております。里帰り先で公費で受けられない方も中にはいますので、そういう方はお母様自身、御家庭に予防接種費用を一度お支払いしていただいて、東大和市に戻った後に、こちらのほうで償還払いという形で予防接種の費用についても助成を行っております。こちらは市独自の制度となっております。

それから真ん中あたりになりますけれども、「うまべえ子育て応援パック」ということで、出産子育て応援事業ということで、こちらのほうは市内で出産、そして引き続き住まれる方に対して、お名前が入ったタオルとトートバッグのセットのほうをお申し込みいただいた後に、シルバー人材センターに配付を委託して、御家庭に直接お届けする制度となっております。

その下です。「休日・夜間等の医療機関の案内」ということで、東大和市休日急患診療所ということで、日曜・祝日・年末年始にセンター方式で市内の立野にあります休日急患診療所で診療を行ってございます。なお、日曜日やっている小児科の医療機関は、市内に1件、メディカルボックスというところがございます。ただ祝日や年末年始行っている小児科の医療機関は、市内にはございません。

続いて、真ん中の祝日等歯科応急診療事業につきましては、祝日の歯科の応急を在宅輪番制で市内の歯科医療機関で行っていただいております。

その下の小児初期救急平日準夜間診療事業は、東大和病院の御協力をいただいて、火曜・水曜・金曜日の7時から9時半という準夜間の時間帯に、入院が必要でない軽度の小児科についての診療のほうを行っていただ

いてございます。

それから最後になります「子育てアプリ」につきましてです。右下をごらんください。

東大和スタイルということで、こちらはスマートフォンなどからダウンロードしていただくと、予防接種や子育て支援制度についての情報をすぐその場でわかるような形になってございます。基本的には子育てハンドブックに掲載している情報については網羅しているような形となっております。

母子保健事業についての説明は以上となります。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは10ページの赤ちゃん・ふらっとに係る御説明をさせていただく前に、資料をお配りさせていただきたいと存じますので、御許可願います。

○委員長（和地仁美君） ただいま資料配付について申し出がありました。これを許可いたします。配付のため、暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前 9時53分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 私からは、現在の10ページでございます赤ちゃん・ふらっとについて御説明したいと思います。

赤ちゃん・ふらっとというのは、東京都が定めました授乳やおむつがえができるスペースの愛称でございます。乳幼児と一緒に安心して外出が楽しめるよう各施設に設置されているものでございます。

現行のものでは10カ所でしたが、その後毎年度整備をいたしてございまして、配付資料でございまして、平成27年度に上のほうのナンバーの8番、中央図書館、9番、蔵敷公民館、10番の狭山公民館の3カ所に設置されました。それから平成28年度は、上のほうの枠のナンバー1、市役所、それから下のほうの民間施設の4番、特定非営利活動法人ACT東大和たすけあいワーカーズあくしゅ、こちらの2カ所に設置をされたところでございます。今年度、平成29年度には、上のほうのナンバー11の狭山保育園、それから12番の清原市民センターの2カ所に設置されたところでございます。これらによりまして、現在は市の施設に12カ所、民間施設5カ所の合計17カ所に設置されてございまして、いずれも東京都へ登録をいたしまして、赤ちゃん・ふらっとマークの交付を受けているところでございます。なお、現在調べたところ、都内では1,412カ所に登録がされているということでございます。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 続きまして、18ページ以降の御説明をさせていただきます。その前に参考の資料をお配りしたいと存じますので、御許可願います。

○委員長（和地仁美君） ただいま資料配付について申し出がありました。これを許可いたします。配付のため、暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時56分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） ハンドブック18ページをごらんください。

各種手当等医療費助成であります。

お手元に配付いたしました児童手当と乳幼児医療証（マル子医療証）の御案内というパンフレットもあわせてごらんください。

まず児童手当であります。法定受託事務といたしまして、児童手当法に基づきまして手当を支給しております。手当額及び対象など制度につきましては、こちらハンドブックの18ページの表の金額となっております。所得を世帯合算で把握する方法、あるいは所得制限を超えている方への特例給付の廃止につきまして、新聞報道等で検討されているというような情報がありましたが、現在のところ国や都からは通知等はされておられません。

続きまして、乳幼児医療費助成制度であります。東京都の制度であります。東京都が補助金の支給対象としております基本制度におきましては、所得が児童手当と同じものを使っているんですが、児童手当の所得制限を超えている市民の方は、基本制度では対象となりません。市では、全ての小学校入学前児童につきまして、保険診療の本人負担分を助成しておりますが、これは所得制限を超えている方も市の単独事業といたしまして一般財源から助成しているものであります。

これらの制度なんですけれども、お子さんがお生まれになりましたときや、あるいはお子さんのいる御家庭が東大和市に御転入されたときなどに、市民課の窓口で出生届や転入届などを御提出いただきますと、市民課から児童手当・乳幼児医療費助成制度の、ただいまお手元にお配りいたしましたパンフレットをお渡ししながら、子育て支援課の窓口に戻っていただくように御案内をさせていただいております。その御案内を受けて、子育て支援課の窓口で市民の方がお越しいただきまして、児童手当・乳幼児医療費助成制度の制度の御説明をさせていただきました後、申請書を御記入いただき、その申請書以外に必要な書類等がある場合は、どういう書類が必要かという御説明をさせていただいた後、その書類を記入した用紙を作成しまして、そちらを市民の方にお渡しし、手続等の漏れがないように御案内をさせていただいております。

制度の内容のほうは、こちらのハンドブックにある内容となっております。変わりはありませんので、そちらのほうの説明はごらんいただくことで省略させていただきます。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） それでは就園・就学に関する助成ということで御説明をいたします。

ページ数につきましては19ページでございますが、その後一部表の表記等が変わりまして、改定差し込みということで、このオレンジ色の用紙が差し込まれていると存じます。こちらのほうを中心に説明させていただきたいと考えております。

それではオレンジ色のほうの資料の5ページでございます。

就園奨励費補助金でございます。幼稚園さんのほうに通っているお子さんの保護者につきましては、2種類の補助金がございます。まず最初のほうが就園奨励費補助金でございます。こちらの対象は、新制度に移行していない私立幼稚園さんに通っている保護者さんです。市内では狭山ヶ丘幼稚園さん、大和八幡幼稚園さん、それから市外にもやはり移行していない幼稚園さんがございますので、そちらに通わせていらっしゃる保護者の方の対する補助金でございます。

表が分かれておりますが、市町村民税の所得割額が7万7,100円以下の世帯と、あとひとり親、それから7万7,100円以上の世帯ということで3つの表になっておりますが、最高限度額はいずれも30万8,000円でございます。第1子、第2子、第3子とも7万7,100円以下の世帯は30万8,000円でございます。

こちらの補助金なんですが、財源が国と市でございます。国の財源が3分の1に毎年実は圧縮率というのが掛けられまして、95%ぐらいの圧縮率が掛けられてしましまして、3分の1掛ける95%だと大体3割ぐらいですね。3割ぐらいが国から来る財源でございます。残りの7割ぐらいは、市のほうで財源として出させていたでいております。これがまず就園奨励費というものでございます。年額でございますので、年に2回に分けてお支払いをさせていただいております。前期4月と9月、後期が10月と3月、10月末と3月末に補助金を交付させていただいております。28年度と29年度は、補助金額の内容等変わりはありません。

次に2番目に、6ページのほうですが、保護者負担軽減事業費補助金でございます。こちらは対象が私学助成の私立幼稚園さんです。新制度に移行されていない幼稚園さん、狭山ヶ丘幼稚園さん、大和八幡幼稚園さん、それから新制度に移行された私立幼稚園さん、市内にはございません。市外に移行された幼稚園さん、ございます。それから新制度に移行された認定こども園さん、こちらにつきましては、市内は大和富士さんですね。それからこども学園さん、こちらが認定こども園さんで移行しております。これらにお子さんを通わせる保護者に対して、お支払いをさせていただいております。

金額は、こちらは月額です。まず別表1を見ていただきますと、市町村民税の所得割が7万7,100円以下の世帯でございますが、第1子が9,800円、第2子以降9,800円となっておりますが、これが月額です。この9,800円の内訳なんですが、実は東京都が6,200円です。それに対して市が3,600円上乗せをさせていただいております。6,200円と3,600円で9,800円ということになっております。その下ですね。例えば8,100円という数字がございますが、こちらは東京都が4,500円負担しまして、市が3,600円上乗せをして8,100円と、こういうことになっております。こちらは月額でございます。

やはり前期と後期、4月と9月、それから後期は10月と3月の2回に分けて、10月末と3月末にそれぞれ申請をしていただいた保護者様にお支払いをしております。

説明は以上でございます。

○委員長（和地仁美君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑、御意見等がございましたら御発言お願いいたします。

○委員（木戸岡秀彦君） 説明ありがとうございました。

まず最初に、私も子育て世代の方からさまざまなお話を聞かせていただいて、子育てハンドブックの6番の窓口相談、電話相談なんですけれども、たまたま健診に行ったときに相談を受けていただいて、すごく助かっているというお声を数多くいただいております。それに関して、本当に感謝をしております。

その相談件数なんですけれども、この窓口相談とかは大体どのぐらいあるのか、特に相談で多い内容等がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

あと、8ページの集団健診の「赤ちゃんが生まれたら」ですね。集団健診ですけれども、これに関しては健診率というか、対象者に対してどのぐらいの率なのか、されていない方に関しては、また促すことをしているのかどうかということですね。

あと、最後1点、21ページの生活保護制度という、先ほど説明が今ありましたけれども、20、21ですかね、生活保護世帯ですけれども、これに対しては対象者は大体どのぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○健康課長（志村明子君） まず窓口電話相談でございます。平成28年度の件数でございますけれども、まず電話は妊産婦さんが108件、乳児さんが220件、幼児さんが202件、そのほかの児童が3件、照会等が3件という

形になってございます。中身は、気になる症状について、あと受診したほうがいいかどうか、またどの医療機関がよいかなどのほか、お母様の精神的な子育て不安等、具体的な育児についての相談となっております。

窓口相談につきましては、妊産婦さんが804件、これは妊娠届のほうも含まれてございます。あと乳児さんが158件、幼児さんが140件、児童が6件という形になってございます。こちらのほうは、実際発育とか母乳とか、あと育児について、また健診等を受けたときの時期だとか、あと転入したときの事業の案内などになってございます。

あと乳幼児健診の受診率でございますけれども、3～4カ月、1歳半、3歳はそれぞれ9割を超えてございます。5歳児健診のみ7割という形で移行してございます。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 生活保護者での状況ということの中で、母子というところになりますと、母子世帯というくくりの中でちょっとお答えをさせていただきたいと思います。この母子世帯というのが、現に配偶者がいない、離別、生死不明等で65歳未満の女子と18歳未満のその子で構成されている世帯というふうなくくりになっておりますので、必ずしも乳幼児がいる世帯というふうにはちょっと限りませんので、ここはちょっと御了解いただければと思います。

29年3月末現在で、全体の保護世帯数1,320ほどでございました。この母子世帯が106世帯でございます。約8%ほどという数字になっております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 健診を受けなかった方に、再度健診を受けてもらうような働きかけなどがございましたらお願いします。

○健康課長（志村明子君） 未受診の方への働きかけでございますけれども、それぞれお電話等で健診のほうを勧奨したり、あとなかなか呼び出し、設定された日に来るのが難しいという方もございますので、そういう方は個別の経過観察健診というものを御案内して、予約制での健診を行っております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 幾つかお尋ねします。

9ページの離乳食の講習会なんですけど、まずこれ実習もあるのは保育つきということでもいいと思うんですけど、今ネットとかでも結構離乳食、すぐ調べられたりするんですけど、できればお父さんにもこういうのを参加してもらえたらいいなというふうに思うんですけど、今そういう両親で参加されている方、どのぐらいいらっしゃるのかということと、あとお子さん、7カ月、11カ月ぐらいだと働いている、両親ともにもう働いているという方もいると思うんですけど、そういう働いている方とかお父さんが参加しやすいような何か日程の工夫とか周知の工夫など、どういうことをされているのかということをお教えください。

あと赤ちゃん・ふらっと、10、11ページの赤ちゃん・ふらっとなんですけど、この間、ふえたりもしているの、ここに委員の皆さんも新しいところを見られた方もいらっしゃると思うんですけど、やはり男性目線でどういうものなのかなとか、見たことない方いらっしゃったら、ちょっと委員で全部じゃなくても見に行くのもいいかなというふうにちょっと、お孫さんとか連れてお出かけすることもあると思いますので、ちょっとどういうところなのかな、見たことない方、いらっしゃったら、ちょっと見に行きたいなと思いました。

あと、予防接種のところ、14、15ページなんですけど、皆さん、赤ちゃんのときは結構注射、一生懸命頑張っていくと思うんですけど、日本脳炎の2回目とか、うちも忘れていたんですけど、結構お子さん大きく

なってくると、結構何やったか忘れちゃったり、この間、結構注射もすごいいろいろ、ポリオも生から不活化になったりとか、すごい変化もあったので、それを忘れちゃっている方も結構いるのかなというところで、子育てアプリあるんですけど、今どのくらい登録されている方いるのかということと、そういう忘れてる方に周知とか、どういうことを取り組みされているのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○健康課長（志村明子君） まず、離乳食講習会についてでございます。こちらのほうは、夫の参加についてはちょっと数のほうは把握していないんですけども、印象ですと参加はほとんどございませんでした。

それから2点目の土日だとか夜間とか、開催日の工夫についてでございますけれども、今現在平日の午後という形での時間帯に設定してございます。特に土日や夜間の開催については、これまで検討したことは、ちょっとございません。お子さんの体調とか生活リズムを考えますと、やはりちょっと夜間というのは、余り適切ではない部分もあるのかなというふうに考えてございます。

あと予防接種についてでございます。予防接種についての、まず受け忘れの方の工夫についてなんですけれども、勧奨通知というような形ではがきで御案内をして接種をしていただくように努めてございます。

あと東大和スタイルのダウンロード数なんですけれども、今ちょっと細かい数字が持ち合わせてございません。申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） そうしましたら、子育てアプリの登録数ですよ、ダウンロードというか、あの機能を使っている方の人数については、今手元にないということなので、また後ほどというか、次回も調査続きますので、そのときに御提示いただけるようお願いいたします。

そのほかございますか。

○委員（関田 貢君） 説明いただいて、大体赤ちゃんのこの流れはわかったんですが、この環境についてですね、東大和市は毎年生まれるお子さんが、赤ちゃんが700から800ぐらいだと私は思うんですが、そういう生まれた環境から、それがゼロ歳とすれば1歳、2歳、3歳、5歳という階級までが、今度の赤ちゃんのこの今回の問題になっているんで、その問題の環境が、対象が東大和の実態は、赤ちゃんが生まれて1歳が何人いて、2歳がどうだというその環境の歴史を一番直近の新しい数字を教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 最新ののですが、あるんですけども今手元にございませんので、次回でよろしゅうございますか。済みません、失礼します。

以上です。

○委員（関田 貢君） 資料ですね、この東大和の環境ですから、ゼロ歳児が例えば直近で5年なら5年の、27年度だったかな、ピークで、そこから減少傾向に入っていると思うんですが、そういう二、三年のデータも含めて資料としてつくっていただくと、減ってきた、そして赤ちゃんだけがふえてきたという増加傾向になればうれしいんですが、そのデータがどうなっているか一緒に出してもらおうと助かります。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） それでは27年度の、2年前でございますので、29年度はまだ出ておりませんので、その前から、26、27、28ぐらいの3年間でよろしゅうございますか。ではございますので、次回にお示ししたいと思います。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） そのほかございますか。

○委員（中間建二君） 詳細な御説明ありがとうございます。

幾つか質疑させていただければと思うんですけども、冒頭、吉沢部長のほうから子育てハンドブックのリニューアルについて、情報提供資料いただきました。

私も、東口議員のほうでも一般質問等でより手に取りやすい、わかりやすいハンドブックということで、今回リニューアルできるということで情報いただきましてよかったと思っております。当然、この民間の視点での文字数が多いという中で、できるだけわかりやすいいろいろな工夫もされるかと思うんですけども、東口議員のほうでは、いわゆる市民の方の、お母さん方の声も聞いた中で内容をうまく反映できないか、入れてもらえないかということの御提案等もあったかと思うんですけども、今のところどういう形で内容が進んでいくのか、どのような調整がなされているのかだけ、ちょっとまず確認させていただきたいなと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 冒頭で皆様に御説明をさせていただきました子育てハンドブックのリニューアル版の今編集等を行っているところでございます。今中間委員のほうからお話のございました、若い世代の市民の方々の声というところでございますが、実際の編集作業の中では反映していただくのは、ちょっと今難しいので、そこはさせていただいておりません。

ただ御意見等につきましては、まず子ども・子育て支援会議の中の市民公募委員の方にもお話を伺ったり、あと子ども家庭支援センター等での事業を行ったときに、このハンドブックについてどんなふうにも今思っていますかというようなお声を幾つかいただいたりした中で、先ほど冒頭に私が御説明をさせていただいたような字ばかりで見づらいですとか、説明が細か過ぎますとか、そういうような声を多々いただいたというようなところでございますので、今回はそういうところの御意見を反映して、見やすくて手にとりやすいというようなところで発行をできるように、今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、幾つか伺いたいですけども、まずきょう御説明いただいた部分のところは、妊娠から出産、また育児の初期の段階というか、そういう中で日本一子供を産み育てやすいまちづくりとしては一番大事な分野で、そこをすごくきめ細かく対応をしていただいているということがよくわかりました。その中で、先ほども木戸岡委員のほうから質疑がありました集団健診のところでの、受診を当然していただければさまざまな御相談や御要望等を伺う形になるかと思うんですけども、未受診者への対応ということで、ここも従前からさまざま丁寧に対応していただいているかと思うんですが、どうしても最後まで受診ができない、もしくは連絡等がつかないというケースも当然あるかと思えます。

そういうところが一番、このネグレクトだとか虐待だとかということで、深刻な事例があるのではないかとということで心配されることも多いかと思うんですけども、この点については、どのような対応、当然追っかけていただいているかと思うんですが、それでもなかなか確認、所在等が難しいというような場合もあるかと思うんですが、そのあたり、現状今どういうような状況になっているのか、伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 乳幼児健診の未受診者の方の追跡についてでございますけれども、訪問したり電話したり、連絡がとれなかった場合につきましては、把握困難者ということで、子ども家庭支援センターのほうに連絡のほうをさせていただいております。

子ども家庭支援センターのほうでは、未受診者の把握についての調査権というか、そういったものがございまして、兄弟関係から保育園での情報、当園状況を確認したりというような形で、今現在市内では未受診者

という形で把握不能といったお子さんは出ておりません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 細かく対応していただいております。

あと、もう1点伺いたいのが定期予防接種のところで、市外で予防接種を受けた方には、市独自で助成をされているということで、ここも丁寧に対応していただいているわけですが、これはおおむね1歳未満等の里帰り出産の延長の中で、そういう事例が起こっているということではないのでしょうか。それ以外にも、市外等で独自にこの予防接種を受けられる例というのは、どのような形で、またどの程度件数等があるのか、また市独自で行っていただいているということもございますけれども、ここまで細かく対応していただいている自治体もまだ少ないのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市外の予防接種についてでございますけれども、里帰りのほかは、体調不良等での定期の予防接種の機会を逃してしまった方、そういった方に関しても、上限額5,000円という形で助成のほうをしてございます。

また今年度につきましては、昨年の10月からB型肝炎が始まったということで、4月生まれの方は3回目を体調不良で逃す可能性が多いということで、4月から7月生まれの方に関しては、9月までの間に3回目を打った方に関しては、その日の費用のほうを助成をしているところでございます。

年間の件数につきましては、おおむね60件前後という形になってございます。

済みません、あと他市でこのような制度があるかについてでございますけれども、B型肝炎につきましては、清瀬等でその3回目について、今年度とか年度を限って助成をしていると伺っておりますけれども、そのほか定期については助成制度を設けている市は、近隣ではないという形で把握してございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） ありがとうございます。

最後1点なんですけれども、18ページ、19ページで説明いただきましたようなところの経済的な支援の関係で、特に児童手当、また、ここでは出てないので関連する形になるかと思うんですが、ひとり親家庭向けの各種手当の関係なんです、年3回に分けての支給という形の中で、特に経済的な事情等で毎月支給をしていたきたいというようなお声、御要望もあるというふうに聞いております。

たしか、国のこれは制度、法律等で分けて支給をするという形になっているかと思うんですが、これも一部の自治体では社会福祉協議会等が立てかえて毎月支給をするというような対応をされているという自治体もふえてきている、幾つかあるというようなことも聞いておりますが、こういうことについては、何か市のほうで今検討がされているようなことはあるかどうか、また市のほうの今の考え方がありましたら御説明いただきたいと思っております。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、ひとり親の経済的な支援の制度につきましては、この子育てハンドブックですと64ページ以降になりますので、またその際に、詳細に御説明をさせていただければと存じます。

今御質問があった件でございますが、今当市で行っている支給回数につきましては、もう国の制度にのっとって行っているところでございます。ただ現在国のほうでも、そういったお声があるというようなことで、回数をもう少し短く、毎月ではないけれども、2カ月に一遍にするかどうかというのは、今国のほうで検討段階というところがございますので、その推移を見守りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） そのほかございますか。

○委員（実川圭子君） では、健康カレンダーのほうの子育て相談というところで、さくらんぼの会とかイルカの会、カンガルーの会などの御説明いただきました。今こういろんな制度を聞いて、自分の子育てしていたころを思い出して、随分充実してきたなというようなのが感想で非常にいいことだと思いますけれども、やはり赤ちゃんができてから、小さい子を育てるとというのは一番何が大変だったかなと思うと、やはりいろんなことが不安なんです。

知らないことだらけで、その不安をどう解消していくかというところで、やっぱり一番は孤立をさせないということだと私は思っているんですけれども、私たちのころに比べて、今結構スマホとかでも情報交換というのがあるので、何か状況も違っているのかなというふうに思うんですけれども、でも、やっぱり実際に顔を向き合せていろんな話をするということは、非常に大事だと思っています。

それで、そういった不安を解消するのに、私はこのグループワークというのは非常にいいことだなと思うんですけれども、この参加の状況をまずお聞きしたいのと、あとはこういう対象者がこれは割と限られてますけれども、こういった、もっとほかの方からそういった要望がないかどうかをお聞きしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 子育て相談のうち、各グループごとの参加の状況についてでございます。平成28年度の状況について御説明させていただきます。

まずさくらんぼの会、双子と三つ子のグループですけれども、実人数が17人、延べが57人という形でございます。これは組みという形で、保護者とお子さんという形になります。実際は育児に関することや情報交換という形で、例えばお出かけするときにどんな物品を持っていったかとか、夜間の授乳はどうしたかとか、そういった先輩のお母様がいらっしゃいますので、ちょっと先の育児はどうなのかというようなことでの情報交換が主なものとなってございました。

次のイルカの会についてでございます。第1子を35歳以上で出産した方たちのグループですけれども、平成28年度の参加としては、おさんが実人数が35人で延べが84人ということで、お母様もそれと同じ人数になってございます。会話としては、子育てに関する社会資源の情報だとか、やはり寝かしつけ、食事、事故の予防だとか、外出の工夫、夜泣きや歯磨き、おうちでの遊びなどというようなことでもございました。ここでは、その後個別に歯科の相談なんか、歯磨きとか口腔ケアなんかもグループで出た後に歯科衛生士のほうにつないで、46件、歯のほうでの個別相談のほうをしております。また食事についても、個別の栄養相談を84件という形で、離乳食や幼児食について相談のほうをしております。

最後のカンガルーグループということで、小さく生まれたお子さんのグループですけれども、こちらは実人数が13組、延べが32組ということでございました。グループの内容は、主に発育や発達に関するということで、毎回身体計測のほうをしまして、その計測に基づいて小児科医の方から助言などがあります。また保健師等が行った個別相談につきましては、スキンケアや育児や発育、やはり小さく生まれたお子さんということで、その37週前に生まれた方も多いので、同じ月齢のおさんと比べるとどうしても発達がゆっくり目というような形がございますので、そちらのほうを主に助言のほうをしております。栄養についても、離乳食をゆっくり、ゆっくりしていく必要がありますので、個別の栄養相談を26件ということで、離乳食、食べむら、アレルギーやミルクなどについて対応を行っております。

ほかの要望につきましては、ほかのグループをつくってくださいという御意見は特にいただいておりません。以前は若年出産ということで、二十になる前に第1子を御出産された方のグループ等もしてございましたけれど

も、なかなか参加が難しいということで、最初のほうをその都度変えて実施して、今現在この3つのグループで比較的参加者の方も安定し、実施、運営しているところでございます。

○委員（実川圭子君） よく状況がわかりました。やはりちょっとさきの先輩の話というのは、すごく参考になると思いますので、また続けていていただきたいと思います。

あと、もう1点、産後ケアのことなんですけれども、他の自治体でも包括支援ということで、この産後の鬱ですとか、そういったことにも丁寧に対応している状況なども視察に行ったことがあるんですけれども、そこでは産後に宿泊ができるような制度をつくってまして、その宿泊先は特に何か専門的なところを持っているところもあるんですけれども、あとは助産院にお願いして、産後1泊2日で産後ケアということでやることで、少し落ち着けるというか、本当に混乱しているような状況から少し客観的に自分の子育てを考えられるということで、非常にこれは大切だなと思うんですけれども、そのあたりについて市はどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 産後ケア等宿泊については、今まだ当市ではやっておりません。

助産院につきましても、当市の規模で1カ所しかございませんので、そういったところの活用等というふうになりますと、実際にそこの助産院さんで生んだ方などは、そういった形で御利用をされているというふうには聞いたことがございます。

今後につきましては、子育て世代の支援センター等のことも今検討しているところでございますので、そういったところも含めまして、包括的に当市として妊娠期から切れ目のないトータルな支援というのをどうしていくかというのを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほど上林委員から事業を把握するために、赤ちゃん・ふらっとのほうを視察してはどうかという御意見がございましたが、視察することについて御意見などがございましたら御発言お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 視察は必要ない、必要だという部分が意思表示をしていただかないと決まらないんですけれども。

そうですね、市役所内にまずありますので、そちらを見ていただいて、こちら急ぐことではございませんので、皆さん、まず市役所を見ていただいて、あとは皆さんの日ごろの活動の中で気づいたところを見ていただいて、何かほかのところを見て、委員会としてちょっと視察をして、意見をまとめたほうが良いというような方向性を確認したら視察を実施するような形で進めたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（実川圭子君） 先ほど上林委員からもありましたけれども、男性がどうなのかというようなところはちょっとお聞きしたいと思います。ほかの地域でも男の人が入ると、ちょっと問題があると何かとかというのがいろいろあったので、そのところは、ちょっと視点を変えた御意見はいただきたいと思います。

個別に視察をということだと思いますので、もし見に行った感想などが聞けたらと思います。

○委員長（和地仁美君） そうしましたら、今実川委員のほうからも御意見ありましたが、まずは皆さん、市内の赤ちゃん・ふらっとを個別に見ていただいて、それで一緒に見て共通認識を図って、委員会としてのこの所管事務調査の中に意見を反映させたほうが良いというような一致が見られましたら、全体でどこか見に行くと

というような形をとりたいと思いますので、まずは次回の委員会までに、そのような機会を持っていただければと思います。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

所管事務調査、日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、特定事件調査、行政視察について本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査（行政視察）のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（和地仁美君） これをもって、平成29年第8回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時38分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美